

○独立行政法人日本スポーツ振興センター公益通報者の保護等に関する規程
(平成 18 年 3 月 31 日平成 17 年度規程第 33 号)

改正 平成 23 年 3 月 29 日平成 23 年度規程第 31 号 平成 24 年 9 月 28 日平成 24 年度規程第 40 号
平成 27 年 10 月 20 日平成 27 年度規程第 25 号平成 28 年 3 月 31 日平成 27 年度規程第 68 号
平成 28 年 8 月 16 日平成 28 年度規程第 10 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公益通報者保護法(平成 16 年法律第 122 号。以下「保護法」という。)に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)における公益通報者の保護、公益通報の処理その他必要な事項を定めることにより、センターの業務に関し、法令及びセンター諸規程に違反する行為、不正な行為並びに不当な行為(以下「法令違反行為等」という。)の早期発見と自発的是正を図り、もってセンターの組織及び業務運営の適正化に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公益通報 法令違反行為等が生じ、又はまさに生じようとしていることに関して、センターが設置する通報受付窓口に対してなされる通報をいう。
- (2) 公益通報者 公益通報を行う者をいう。
- (3) 役職員等 センター役職員(嘱託及び臨時に勤務する職員を含む。以下同じ。)、独立行政法人日本スポーツ振興センター就業規則(平成 15 年度規則第 6 号。以下「就業規則」という。)第 18 条の規定により関連機関等に派遣されている者、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)第 2 条第 1 項第 2 号の派遣労働者及びセンターと業務上の関係を有する者をいう。
- (4) 被通報者 公益通報において法令違反行為等に関与しているとされる者をいう。

(総括責任者)

第 3 条 センターに、公益通報に係る業務を管理し、及び総括するため、総括責任者を置く。

2 総括責任者は、総務部を担当する理事をもって充てる。

(窓口の設置)

第 4 条 センターに、公益通報を受け付ける窓口(以下「通報窓口」という。)及び公益通報に関する相談を受け付ける窓口(以下「相談窓口」という。)を設置する。

2 通報窓口及び相談窓口に係る業務は、次に掲げる者(以下「窓口担当者」という。)が担当する。

- (1) 総務部総務課長
- (2) 総務部人事課長
- (3) 監査室主幹
(窓口利用基準)

第5条 役職員等は、役職員等が個人又は共同で公益通報の対象となる法令違反行為等を行っているとき又は行う蓋然性が高いと認めるときは、通報窓口で公益通報することができる。

2 役職員等は、この規程による公益通報に係る取扱い、保護法の解釈その他公益通報を行う、又は行おうとする際に必要な事項について、相談窓口で質問又は相談することができる。

(通報及び相談方法)

第6条 通報窓口及び相談窓口の利用は、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 面談(窓口担当者に面会して話すことをいう。)
- (2) 電話
- (3) 封書の送付
- (4) 電子メール

2 役職員等は、公益通報を行う場合には、窓口担当者に原則として自らの氏名及び連絡先を明らかにしなければならない。

(通報者の責務)

第7条 通報者は、真実に反することを知りながら行う通報、不正の利益を得る目的で行う通報、他人を誹謗中傷する目的で行う通報その他の不正な目的の通報を行ってはならない。

2 理事長は、前項の目的の通報を行った者に対し、就業規則その他の規則等により処分を行うことができる。

(公益通報の受付)

第8条 窓口担当者は、公益通報を受け付けたときは、次条の公益通報調査委員会に速やかに報告する。

2 窓口担当者は、第6条第1項第3号又は第4号に規定する方法により公益通報を受け付けた場合には、公益通報を受け付けた旨を通報者に通知する。

(公益通報調査委員会の設置)

第9条 公益通報に係る事実関係の調査の実施、検証等を行う組織として、センターに公益通報調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置する。

2 調査委員会は、次に掲げる者(以下「委員」という。)で構成する。

- (1) 総括責任者
- (2) 総務部長
- (3) 経営戦略室長
- (4) 総務部総務課長
- (5) 総務部人事課長
- (6) 財務部主計課長
- (7) 監査室主幹
- (8) 総括責任者が事案の処理を行うために特に必要と認める者
(調査委員会等の責務)

第10条 調査委員会は、公益通報された事案(以下「通報事案」という。)に関し、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 事実関係の調査の実施及び調査結果の検証
- (2) 是正措置及び再発防止策の検討及び提言
- (3) 関係行政機関への報告等
- (4) 通報事案処理後の確認(法令違反行為等が再発していないか、是正措置及び再発防止策が十分に機能しているか、通報を理由とした通報者に対する不利益取扱い等が生じていないか等の確認)
(調査の要否の検討)

第11条 調査委員会は、第8条第1項の規定により報告を受けたときは、速やかに調査の要否を決定する。この場合において、調査委員会は、通報事案を裏付けるために必要な証拠の提出を通報者に対して求めることができる。

2 調査委員会は、前項の規定により調査の要否を決定したときには、第8条第1項の規定により窓口担当者が公益通報を受け付けたときから20日以内に窓口担当者を通じて通報者に通知する。この場合において、調査不要と決定したときは、その理由を付して通知する。

(調査の実施及び報告)

第12条 調査委員会は、前条第1項の規定により調査の実施を決定したときは、調査対象、調査項目、調査方法、調査実施日等の調査計画を策定し、当該計画に従って速やかに調査を行う。

2 前項の調査を開始するに当たっては、委員の中から調査責任者を選任し、当該調査の指揮を執らせるものとする。

3 調査委員会は、必要と認めるときは、関連部署の長、監査室職員その他の者に対して第1項の調査の実施について協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた者は、調査委員会に協力しなければならない。

4 調査責任者は、調査状況を適宜に調査委員会に報告し、調査を終了したときは調査結果を調査委員会に報告する。

(調査結果の検証等)

第13条 調査委員会は、前条第4項の報告を受けたときは、調査結果をとりまとめ、通報事案が事実か否か、法令違反行為等に該当するか否か、第7条の不正な目的の通報であるか否か等について検証を行う。

2 調査委員会は、前項の検証を行った結果を理事長に報告する。

3 調査委員会は、第1項の検証を行った結果、当該通報事案が事実であると認めるときは、原因の究明を行うとともに、是正措置及び再発防止策を検討し、前項の報告と併せて理事長に提言する。

(是正措置、再発防止策等)

第14条 理事長は、前条第2項の報告を受けたときは、当該通報事案が事実であるか否かを認定し、事実であると認めるときは、前条第3項の提言を踏まえ、必要な是正措置及び再発防止策を講じるとともに、必要に応じて、当該公益通報に係る被通報者に対して就業規則その他の規則等による処分を行うものとする。

2 理事長は、前項に規定する是正措置、再発防止策又は処分を行った場合には、その旨を調査委員会に報告するとともに、必要に応じて、関係行政機関への報告等を行うよう調査委員会に指示する。

3 調査委員会は、是正措置及び再発防止策が十分に機能しているかを適宜に調査し、違反行為等が再発している等の状況が確認された場合には、速やかにその回復に必要な措置を図るものとする。

(調査結果等の通知)

第15条 調査委員会は、第13条の規定による調査結果及び前条の規定による是正措置・再発防止策等の実施結果(是正措置・再発防止策等を実施しない場合はその旨及び理由)を、窓口担当者を通じて通報者に遅滞なく通知する。

(外部専門家等への相談)

第16条 窓口担当者、調査委員会及び理事長は、弁護士、公認会計士その他の外部専門家、行政機関等に対し、この規程に定める相談・通報窓口業務、調査委員会に係る業務及び是正措置・再発防止策等の実施に当たって、必要な協力を求めることができる。

(不利益取扱いの禁止等)

第17条 センターは、役職員等がこの規程に基づく相談又は公益通報を行ったことを理由として、当該通報者等に対して解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

2 前項の規定にもかかわらず、不利益な取扱いを受けた通報者等は、その旨を、窓口担当者を通じて調査委員会に申し出ることができる。

3 調査委員会は、前項の申出を受けたときは速やかに理事長に報告し、理事長は、通報者等の不利益の回復に必要な措置を講じるとともに、通報者等に不利益な取扱いをした役職員に対し、就業規則その他の規則等による処分等を行うものとする。

(通報事案の記録及び管理)

第 18 条 調査委員会は、通報の受付、調査の実施・検証、是正措置・再発防止策等の通報事案に係る処理について、その詳細を記録する。

2 調査委員会は、通報事案の処理に際して取得した書類、物品等を厳重に保管し、これらの漏えい、滅失及びき損の防止に細心の注意を払わなければならない。

(利益相反の排除)

第 19 条 通報事案に係る者は、当該公益通報の処理に関与してはならない。

2 前項の場合において職務を代行する者が必要なときには、総括責任者が指名する者がこれに当たるものとする。

(秘密保持義務)

第 20 条 窓口担当者、委員、第 12 条第 3 項の規定による調査協力者その他の相談窓口に係る業務及び公益通報に係る業務に携わった者は、当該業務の遂行の際知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(体制等の周知)

第 21 条 総括責任者は、役職員等に対し、センターにおける公益通報処理の体制等について、イントラネット上への掲示、研修の実施等により、周知するものとする。

(研修)

第 22 条 総括責任者は、公益通報業務従事者に対し、事実調査その他の公益通報の処理の業務に必要な知識及び技術を習得させ、又は向上させるために必要な研修を行うものとする。

(その他)

第 23 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 29 日平成 23 年度規程第 31 号)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 28 日平成 24 年度規程第 40 号)

この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 10 月 20 日平成 27 年度規程第 25 号)

この規程は、平成 27 年 10 月 20 日から施行し、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日平成 27 年度規程第 68 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 8 月 16 日平成 28 年度規程第 10 号)

この規程は、平成 28 年 8 月 16 日から施行する。